

# 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成 19 年 11 月

内閣府男女共同参画局

## 1. 目標

国の審議会等における女性委員の割合については、平成 18 年 4 月 4 日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、次のような目標の達成を目指している。

### 〔審議会等の委員について〕

平成 32(西暦 2020)年までに、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満とならない状態を達成するよう努める。

当面の目標として、平成 22(西暦 2010)年度末までに、女性委員の割合が少なくとも 33.3%となるよう努める。

### 〔審議会等の専門委員等について〕

平成 32(西暦 2020)年までのできるだけ早い時期に、女性委員の割合が少なくとも 30%となるよう努める。

当面の目標として、平成 22(西暦 2010)年度末までに、女性委員の割合が 20%となるよう努める。

## 2. 調査結果

平成 19 年 9 月 30 日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況に関する調査結果は以下のとおり（〔 〕内は、平成 18 年 9 月 30 日現在の数字）。

### 《審議会等の委員について》

国の審議会等委員 1,872 人のうち、女性は 604 人で、女性委員の占める割合は 32.3%〔1,804 人のうち 565 人、31.3%〕である(表 1)。

女性委員を含む審議会等は 113 のうち 111 で、全体の 98.2%〔106 のうち 105、99.1%〕である(表 1)。女性委員を含まない審議会は、証券取引等監視委員会及び検察官適格審査会である。

女性委員の占める割合が 33.3%以上の審議会等は 61 で、全体の 54.0%である〔49、46.2%〕(表 2)。

女性委員の割合が高い府省を順番にみると、防衛省(37.5%)、財務省(35.9%)、環境省(34.9%)、農林水産省(34.7%)となっている(表 3)。また、平成 18 年 9 月 30 日現在と比べて女性委員の割合が 3 ポイント以上増加したのは、外務省(9.7 ポイント増)、財務省(3.2 ポイント増)、防衛省(3.2 ポイント増)の 3 省である。委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定 4.6%、団体推薦 22.4%、これら以外 33.8%となっており〔職務指定 3.6%、団体推薦 17.5%、これら以外 33.1%〕(表 4)、職務指定と団体推薦による委員数が全体に占める割合は 8.0%と少ないものの、うち女性が占める割合は依然低くなっている。

会長が女性の審議会は、国税審議会及び化学物質審議会である〔法制審議会、国税審議会〕。

### 《審議会等の専門委員等について》

国の審議会等における専門委員等 9,446 人のうち、女性は 1,314 人で、女性委員の占める割合は 13.9%〔9,921 人のうち 1,304 人、13.1%〕である(表 5)。

女性の専門委員等を含む審議会等は、専門委員等を有する 70 の審議会等のうち 60 で、85.7%である〔72、84.7%〕(表 5)。

女性の専門委員等の占める割合が 20%以上の審議会等は 23 で、専門委員等を有する審議会等のうち 32.9%である〔23、31.9%〕。

女性の専門委員等の割合が高い府省を順番にみると、厚生労働省(20.8%)、農林水産省(18.5%)、文部科学省(17.1%)、内閣府(16.3%)となっている(表 5)。

表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

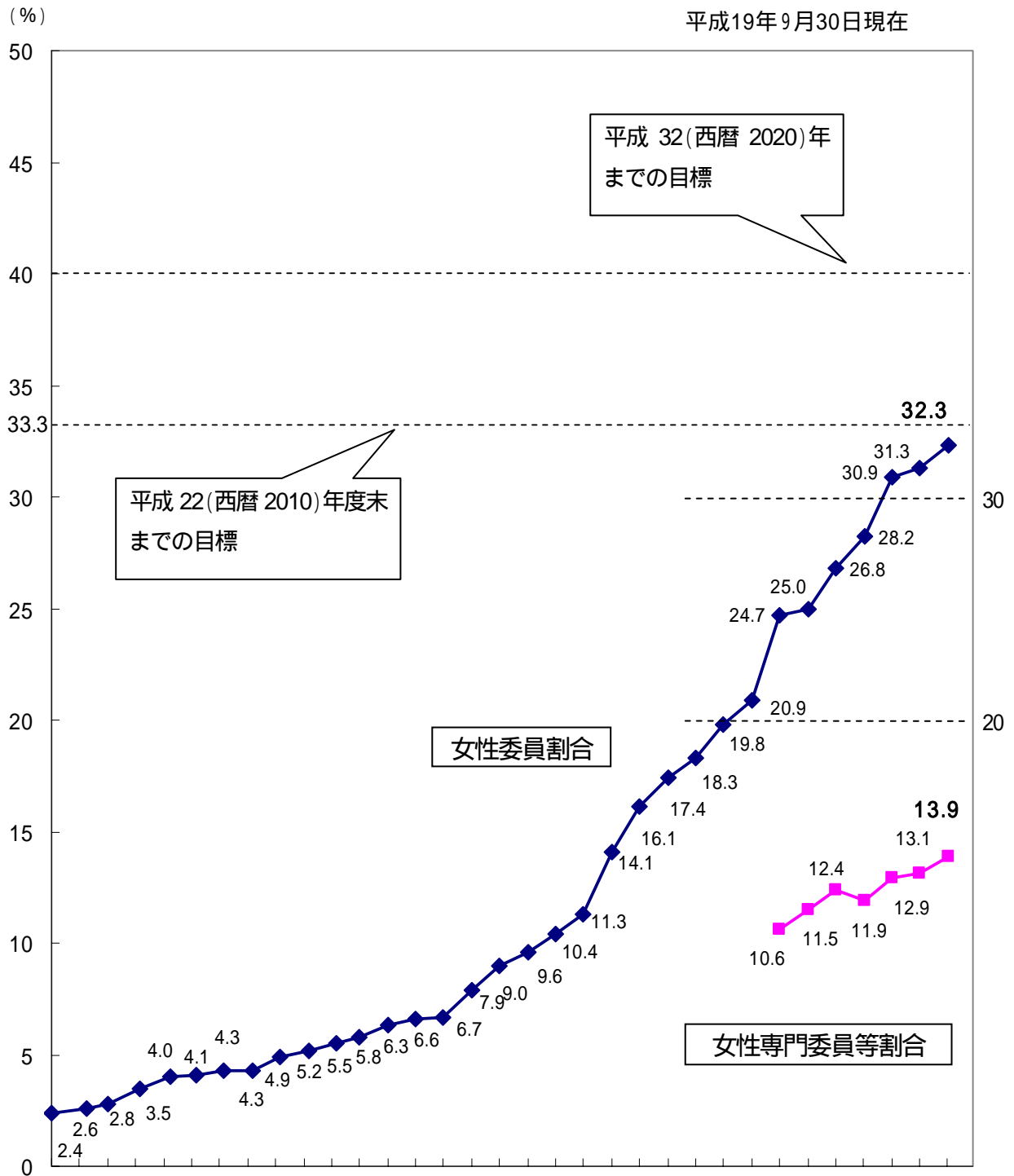
調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数(人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9			
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び54条に基づく国の審議会等(調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命中であるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。)を対象に、内閣府が調査した。

専門委員等(臨時委員、特別委員及び専門委員)とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほかに試験委員が含まれている。

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



昭50 昭51 昭52 昭53 昭54 昭55 昭56 昭57 昭58 昭59 昭60 昭61 昭62 昭63 平元 平2 平3 平4 平5 平6 平7 平8 平9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19

平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

専門委員等における、平成22(西暦2010)年度末までの目標。

専門委員等における、平成32(西暦2020)年までの目標。

表2 女性委員の占める割合が33.3%以上の審議会等

内閣府 (8/16)	財務省 (3/5)	経済産業省 (5/10)
国民生活審議会	財政制度等審議会	消費経済審議会
民間資金等活用事業推進委員会	関税・外国為替等審議会	計量行政審議会
官民競争入札等監理委員会	関税等不服審査会	輸出入取引審議会
内閣府独立行政法人評価委員会	文部科学省 (5/11)	化学物質審議会
中央障害者施策推進協議会	教科書用図書検定調査審議会	工業所有権審議会
原子力委員会	科学技術・学術審議会	国土交通省 (7/13)
情報公開・個人情報保護審査会	放射線審議会	社会資本整備審議会
規制改革会議	文化審議会	交通政策審議会
総務省 (8/13)	国立大学法人評価委員会	運輸審議会
国地方係争処理委員会	厚生労働省 (8/13)	中央建設工事紛争審査会
電気通信事業紛争処理委員会	厚生科学審議会	土地鑑定委員会
電波監理審議会	医道審議会	奄美群島振興開発審議会
総務省独立行政法人評価委員会	中央最低賃金審議会	小笠原諸島振興開発審議会
政策評価・独立行政法人評価委員会	労働保険審査会	環境省 (3/4)
情報通信審議会	厚生労働省独立行政法人評価委員会	中央環境審議会
統計審議会	疾病・障害認定審査会	環境省独立行政法人評価委員会
年金業務・社会保険庁監視等委員会	援護審査会	公害健康被害補償不服審査会
法務省 (3/6)	がん対策推進協議会	防衛省 (4/5)
中央更生保護審査会	農林水産省 (6/8)	防衛施設中央審議会
検察官・公証人特別任用等審査会	食料・農業・農村政策審議会	自衛隊倫理審査会
日本司法支援センター評価委員会	林政審議会	防衛調達審議会
外務省 (1/3)	農林水産省独立行政法人評価委員会	防衛省独立行政法人評価委員会
外務省独立行政法人評価委員会	農業資材審議会	
	農林漁業保険審査会	
	農林物資規格調査会	

計61/113  
(54.0%)

表3 府省別女性委員の参画状況

(平成19年9月30日現在)

府 省	審議会数		委員数						職務指定			団体推薦			職務指定、団体推薦以外		
			総数	女性	割合 (%)	18年 割合(%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)		
	女性 含む																
内閣府	16	16	230	75	32.6	31.6	18	1	5.6	-	-	-	212	74	34.9		
金融庁	6	5	69	19	27.5	30.1	-	-	-	-	-	-	69	19	27.5		
総務省	13	13	171	52	30.4	33.3	1	0	0.0	5	1	20.0	165	51	30.9		
法務省	6	5	63	19	30.2	31.7	10	0	0.0	10	4	40.0	43	15	34.9		
外務省	3	3	37	11	29.7	20.0	-	-	-	-	-	-	37	11	29.7		
財務省	5	5	117	42	35.9	32.7	4	0	0.0	-	-	-	113	42	37.2		
文部科学省	11	11	244	78	32.0	31.7	-	-	-	30	3	10.0	214	75	35.0		
厚生労働省	13	13	275	88	32.0	30.2	2	0	0.0	14	4	28.6	259	84	32.4		
農林水産省	8	8	173	60	34.7	31.8	2	0	0.0	17	5	29.4	154	55	35.7		
経済産業省	10	10	165	51	30.9	30.9	2	0	0.0	2	2	100.0	161	49	30.4		
国土交通省	13	13	225	72	32.0	31.1	26	2	7.7	7	0	0.0	192	70	36.5		
環境省	4	4	63	22	34.9	33.3	-	-	-	-	-	-	63	22	34.9		
防衛省	5	5	40	15	37.5	34.3	-	-	-	-	-	-	40	15	37.5		
合計	113	111	1,872	604	32.3	31.3	65	3	4.6	85	19	22.4	1,722	582	33.8		

表4 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成19年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	職務指定、団体推薦以外
委員総数(A)	1,872人	65人	85人	1,722人
女性委員数(B)	604人	3人	19人	582人
女性割合(B/A)	32.3%	4.6%	22.4%	33.8%

表5 府省別女性の専門委員等の参画状況

(平成19年9月30日現在)

府 省	専門委員等を 有する審議会数		専門委員等数			
		女性 含む	総数	女性	割合(%)	平成18年 割合(%)
内閣府	7	7	612	100	16.3	16.0
金融庁	2	2	198	10	5.1	5.0
総務省	8	8	484	56	11.6	8.0
法務省	1	1	58	5	8.6	11.7
外務省	-	-	-	-	-	-
財務省	4	3	179	22	12.3	9.6
文部科学省	10	9	2,703	461	17.1	16.6
厚生労働省	8	8	1,239	258	20.8	19.9
農林水産省	7	6	394	73	18.5	17.8
経済産業省	10	9	2,018	145	7.2	6.8
国土交通省	9	5	910	122	13.4	11.3
環境省	4	2	651	62	9.5	9.9
防衛省	-	-	-	-	-	-
合 計	70	60	9,446	1,314	13.9	13.1

表6 委員の種類別女性の専門委員等の参画状況

(平成19年9月30日現在)

	計	臨時委員	特別委員	専門委員
専門委員等総数(A)	9,446人	4,255人	450人	4,741人
女性専門委員等数(B)	1,314人	591人	70人	653人
女性専門委員等割合 (B/A)	13.9%	13.9%	15.6%	13.8%



(参考1)

## 重要政策会議における女性議員等の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第18条に基づき内閣府に設置されている4つの会議（経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

平成19年9月30日現在の重要政策会議における女性議員等の割合は以下のとおりとなっている。

### 1. 女性議員・委員の参画状況

(平成19年9月30日現在)

会議名	議員・委員数 (議長・会長を含む)								
				国務大臣等			有識者等		
	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)
経済財政諮問会議	10	1	10.0	6	1	16.7	4	0	0.0
総合科学技術会議	15	2	13.3	8	0	0.0	7	2	28.6
中央防災会議	26	3	11.5	22	2	9.1	4	1	25.0
男女共同参画会議	25	8	32.0	13	1	7.7	12	7	58.3

内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関(国の行政機関を含む)の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

### 2. 女性の専門委員の参画状況

(平成19年9月30日現在)

会議名	専門委員数		
	総数	女性	割合 (%)
経済財政諮問会議	25	2	8.0
総合科学技術会議	87	22	25.3
中央防災会議	63	10	15.9
男女共同参画会議	47	28	59.6

(参考2)

## 審議会等における委員等の公募の状況について

平成18年4月4日の男女共同参画推進本部決定においては、「委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。」とされている。

平成12年度以降の公募状況については、食品安全委員会（内閣府所管）、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、林政審議会、水産政策審議会（以上農林水産省所管）の5審議会等において実績があった。

### 1. 平成12年度以降の公募実績

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
				女性	女性			
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19.7.2～H19.8.10
農林水産省	食料・農業・農村 政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12.11.17～H12.12.4
		委員	4	235	60	4	2	H14.10.8～H14.11.15
		委員	3	231	63	3	1	H17.4.26～H17.6.7
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17.6.1～H17.6.30
		委員	2	73	20	2	1	H19.5.4～H19.6.11
	農林物資規格調査 会	委員	1	42	23	1	1	H14.10.1～H14.10.31
		専門委員	1			1	1	
		専門委員	2	32	17	2	2	H16.9.27～H16.10.26
		専門委員	1	47	27	1	1	H18.10.2～H18.10.31
	林政審議会	委員	2	23	7	2	2	H18.10.25～H18.11.24
	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15.2.17～H15.4.11
委員		3	14	1	3	0	H19.4.15～H19.5.18	

### 2. 募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会において当該意見等の内容を勘案して選考している。

( 参考 3 )

## 国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成 18 年 4 月 4 日  
男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、平成 12 年 8 月 15 日に男女共同参画推進本部で決定された目標である「30%」を平成 17 年 9 月末に達成した。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、国の政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、人口の半分以上を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい。

このような基本的考え方に従い、審議会等の委員については、平成 32 (西暦 2020) 年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成 22 (西暦 2010) 年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の 33.3% となるよう努めるものとする。

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成 32 (西暦 2020) 年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の数が委員の総数の 30% となるよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成 22 (西暦 2010) 年度末までに、女性委員の数が委員の総数の 20% となるよう努めるものとする。

上記目標を達成するため、女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に施策を講じる。また、団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。職務指定委員については、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。

内閣府においては、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進めるとともに、各府省と連携を図りながら、適切なフォローアップを行う。